

2020年5月

藤沢市立小中特別支援学校保護者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社
代理店：東京海上日動パートナーズTOKIO
神奈川支店長 中谷 彰

新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険等の商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する、現下の情勢等を踏まえ、以下のとおり傷害補償「特定感染症危険補償特約」等の商品改定が実施されます。

「ふじさわ子ども総合保険」は本特約が全プランにセットされておりますのでご案内させていただきます。

パンフレット上の募集締切日が4月13日となっておりますが中途加入も随時受け付けておりますのでご検討いただければと思います。

1. 改定内容

傷害補償等、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）における一類感染症から三類感染症」を補償対象としている商品につきまして、以下のとおり補償対象となる感染症の範囲を拡大いたします。

2020年4月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられていますので、本改定により補償対象となります。

現行（改定前）	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症が補償対象	感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、 <u>「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」</u> についても補償対象

2. 本改定の対象契約

本改定は、2020年2月1日（土）（*1）に遡って適用します（*2）。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ◆2020年2月1日（土）が保険期間に含まれる契約
- ◆2020年2月1日（土）以降に保険始期がある契約

（*1）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日。

（*2）2020年2月1日（土）以降に発病された場合が補償対象となります。また、保険期間の

初日（特定感染症危険補償特約等をセットした日）からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

3. その他

中途加入日から2021年5月1日までの短期のご契約となります。

【ご請求のご連絡】

ご請求のご連絡につきましては、代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

東京海上日動安心 110 番 (事故受付センター) 受付時間：24 時間 365 日	0120-119-110
--	--------------

※改定後の約款につきましては、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご確認
いただくか、代理店または弊社までお問い合わせください。

※本対応のほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は、弊社ホームページ
（www.tokiomarine-nichido.co.jp）に詳しく掲載しております。

以上